

# 国民生活センター 見守り新鮮情報

244号(平成28年2月2日発行)

225号(平成27年8月7日発行)

## 見守り 新鮮情報

約1年前、知人に「率の良い投資がある」と勧められた。投資先は外国で、短期間で配当が支払われるので**投資額**がわずかな期間で**倍になる**という。さらに、人を紹介すると、**紹介料**も支払われる

とのこと。説明を信じ、紹介者の個人口座に**150万円**振り込んだ。当初、配当は振り込まれたが、その後入金はなくなった。**投資したお金も取り戻せず、紹介者とも連絡が取れない。**

(80歳代 男性)



## 知人から誘われ投資したが、 元金も戻ってこない

### ひとこと助言



理解できない  
契約はしないで

- リスクのない投資はほとんどありません。内容や仕組みを理解できない場合は、契約をしないことが重要です。うまい話はありません。
- 親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- 少しでも不安に思ったら、お金を支払う前に、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒瀬 玄

見守り新鮮情報 第244号(2016年2月2日)発行：独立行政法人国民生活センター

## 見守り 新鮮情報

悪質商法等による被害、**不適切な表示**に関するトラブル、製品やサービスなどによる**危険**や**危害**などについて相談したいときは「**消費者ホットライン=局番なしの「188」**」をご利用ください。

「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

※ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口では来所相談等を行っている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村にあらかじめご確認ください。



## 消費生活相談は「188」へ!

### ひとこと助言



消費生活相談は「188」!

- 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金が掛かります。)
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。

本文イラスト：黒瀬 玄

見守り新鮮情報 第225号(2015年7月7日)発行：独立行政法人国民生活センター

## 2. 相談業務の実績

	件数					(年度)
	2010	2011	2012	2013	2014	
経由相談	5,939	6,344	5,918	7,233	7,687	
平日バックアップ相談(注1)	-	1,346	3,512	3,375	3,150	
お昼の消費生活相談(注2)	-	-	-	2,080	3,072	
休日相談(注3)	9,028	8,182	9,177	7,636	7,553	
(直接相談)(注4)	7,239	-	-	-	-	
各種110番(注5)	震災:(227) 高齢者:(89)	震災:1,603 高齢者:8 出会い系:63 美容医療:128	金儲け:12 高齢者:8	ネット回線:114 高齢者:57	キャッシュレス:67 高齢者:51	
個人情報相談(注6)	1,028	213	177	130	117	
(合計)	23,550	17,887	18,804	20,625	21,697	
消費者トラブルメール箱(注7)	15,431	12,762	13,503	15,058	13,721	

(注1)「平日バックアップ相談」は2011年6月20日からスタート。

(注2)「お昼の消費生活相談」は2013年7月29日からスタート。

(注3)「休日相談」(「土日祝日相談」(平成26年度までの名称))は2010年1月16日からスタート、2009年度～2012年度は20回線、2013年度～2014年5月は16回線、2014年6月からは12回線。

(注4)消費者からの相談を直接受け付ける「直接相談」は、2010年度末で廃止。

(注5)特設相談電話(110番)。( )内は「直接相談」に含まれる件数。高齢者:高齢者110番、震災:震災関連悪質商法110番(2011年3月27日～7月29日まで。被災地以外の相談も含む)、出会い系:悪質出会い系サイト被害110番、美容医療:美容医療契約トラブル110番、金儲け:金儲けソフトトラブル110番、ネット回線:ネット回線勧誘トラブル110番、キャッシュレス:キャッシュレスでの買い物トラブル110番。

(注6)国民からの個人情報相談の直接受付は、2010年度末で廃止。2011～2014年度の件数は経由相談で受け付けた件数(問合せも含む)。

(注7)件数は受信件数(「消費者トラブルメール箱」へのアクセス数:293,012件、FAQトップページアクセス数:190,438件(いずれも2014年度))。

### 3. 国民生活センターの相談業務について

#### 消費者基本法第二十五条 (国民生活センターの役割)

独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、(略)等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

#### 独立行政法人国民生活センター法第三条 (センターの目的)

独立行政法人国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続きを実施することを目的とする。